

# 商工会議所通信

24.10.3 第267号  
久慈商工会議所

## ◆ 県内会頭会議

9月11日に宮古市で県内会頭会議が開催され、細谷地会頭と高柳専務理事が出席した。主な議題は、知事および平野復興大臣と県選出国會議員への要望事項で、①震災からの復興・新しい地域社会の創造に向けて（次代を担う新たな産業の集積促進と企業立地の促進、インフラの早期復旧・整備促進、復興道路の早期完成等）、②中小企業の早期再建に向けて（グループ補助金等の拡充、二重ローン対策の拡充、被災企業の販路拡大支援等）、③除染対策と風評被害対策の実施（観光交流人口の誘致拡大、高速道路料金の低廉化の実施等）の要望項目を協議決定した。

## ◆ エリカシーランド協議会フォトコンテスト表彰式

エリカシーランドくじ推進協議会（新田貞治会長）では、9月11日にやませ土風館でフォトコンテストの表彰式を行った。コンテストには48作品の応募があり、三次審査を経て最優秀賞に又城政俊さん、また久慈市長賞は膳棚博幸さん、県北広域振興局長賞は古川和夫さん、久慈商工会議所会頭賞は桜庭義孝さんが受賞した。

## ◆ 知事要望

9月11日の県内会頭会議において決定した要望事項について、9月18日（火）に細谷地会頭と高柳専務理事が出席して達成を要望した。知事からは、震災からの復旧復興を図るために多くの課題が山積しているが、要望内容には対応したい旨の回答があった。

## ◆ 平野大臣に要望

9月19日（水）に平野復興大臣との要望懇談会が大臣室で行われ、向副会頭と高柳専務理事が出席した。要望事項は知事要望とほぼ同内容で、大臣からは商工会議所活動に理解を示し、要望事項についても実現に向けて努力するとの回答があった。

## ◆ 改正労働者派遣法

労働者派遣法が改正され10月1日から施行されます。改正法の主な内容は、○日雇派遣の原則禁止 ○グループ企業派遣を8割以下に制限 ○離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することを禁止 ○待遇等の説明の義務化 ○派遣先社員との均衡に向けた配慮の義務化 ○派遣労働者への派遣料金の明示の義務化 ○無期雇用への転換推進の努力義務化。等です。

## ◆ 雇用調整助成金等の支給要件の変更

「雇用調整助成金」、「中小企業緊急雇用安定助成金」の支給要件等が平成24年10月1日以降（被災3県は6ヶ月遅れ）、下記のように一部が変更されます。

①生産量要件 最近3か月の生産量または売上高が、直前の3か月または前年同期と比べ、5%以上減少 → 最近3か月の生産量または売上高が、前年同期と比べ、10%以上減少

②支給限度日数 3年間で300日 → 1年間で100日（3年間で300日）

③教育訓練費 雇用調整助成金：2000円 → 1000円

中小企業緊急雇用安定助成金：3000円 → 1500円

※詳しくは、ハローワークに問い合わせください。

## ◆ 厚生年金保険料の改定

厚生年金の保険料率は、毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成29年以降は1.83%で固定されます。本年の9月分（10月納付）の保険料から16.766%（折半8.383%）になります。また、算定基礎届によって決定された健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額も9月分（10月納付）から適用されます。

## ◆ 最低賃金の発効

岩手県の最低賃金が645円から8円引き上げられ、1時間653円となります。新しい最低賃金は10月20日から発効されます。